



行政の 焦点

化学物質による労働災害は、墜落や機械災害とは違い「化学物質の発散状況や有害性が目に見えず」、「慢性中毒や職業がんでは、ばく露を受けた時点で苦痛がない」ため、有害性やリスク把握が難しく、管理者も苦慮されています。総数約6万の化学物質に対する現在の法規制は以下のとおりです。

「法規制の概要」
1、製造・輸入・譲渡・提供・使用禁止物質（安衛法55）…人に対して発がん性など重篤な健康障害が認められるが、その

防止に十分な手法のないもの。例として、黄リンマッチ、石綿など8物質。

2、製造許可物質（安衛法56、特定化学物質第1類物質）…人に対して発がん性など重篤な健康障害が認められるが、万全の対策を講じること健康障害防止が出来るもの。例として、塩素化ビフェニル（PCB）など7物質。
3、有機溶剤、特定化学物質、鉛、四アルキル鉛

（有機則などの政令指定物質）…人に対して慢性中毒、急性中毒などの健康障害が認められるもので、適切な管理が必要なもの。有機溶剤54物質、特定化学物質（第2類、第3類）52物質、鉛、四アルキル鉛各1物質。

4、安衛法第28条第3項の化学物質（大臣告示指定物質）…哺乳類の動物実験により「発がん性」

が確認され、人に対しても発がん性のおそれがあるもので、適切な管理が必要なもの。これは「がん原性指針」（平成25年10月1日改正）で示された29物質。例として、四塩化炭素、クロロホルムなど。
5、変異原性物質…生物の遺伝子（DNA）に化学変化などの作用を起こ

し、突然変異を誘発するなど発がん性との関連性が考えられ、労働現場でも適切な管理が必要なもの。現在、新規化学物質782物質既存化学物質150物質が、厚労省「労働基準局長通知」により示されている。

「SDSの整備と活用を」
SDS（安全データシート）は対象となる化学物質を含む製品を、他の

事業者が譲渡または提供する際に、その化学物質の性状や取扱に関する情報を提供するための情報伝達シートです。根拠は安衛法第57条の2のほか、化学物質排出把握管理促進法（化管法）、毒物及び劇物取締法（毒劇法）にも同種の規定があります。

皆様にお願ひしたいことは、「SDSを読み込

んでください」ということです。メーカーからの取り寄せやネット検索で確実に入手してください。容器のラベルは安衛法第57条に規定する表示であって、作業向けの簡単な内容です。

管理者の方々にはSDS等で「化学物質の有害性、物性、取扱条件の把握」をした上で、作業者の「作業方法、作業位置、姿勢、使用量、作業時間」を把握して、適切なばく露低減対策や労働衛生教育などの実施が求められています。そして、「適切な設備、保護具」「応急時、漏出時の措置」「ばく露防止措置、保護措置」とは「具体的に何か、どれか？」を真剣に検討いただく過程で、御社の労働衛生上の管理水準がさらに向上されるものと考えます。